

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

大分市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

(1) 現況

本市は、大分県のほぼ中央に位置し、平成 17 年 1 月 1 日に佐賀関町、野津原町と合併を行い、市域面積は、502.39 km²、広ぼうは東西 50.8km、南北 24.4km である。また、南は臼杵市及び豊後大野市、西は別府市、由布市、及び竹田市に接している。

地質は、平坦地において沖積層からなり、丘陵及び山間部では段丘礫層と大きく二分されている。

また、気象は瀬戸内型気候区に属し、平均気温 15℃～17℃、平均風速 2.3～2.7m、年間降水量約 2,100mm と温暖で比較的降水量も多く、自然条件に恵まれた地域である。

農業は、平野部、山間部の広範囲にわたり水稻・野菜・花き・果樹・畜産等が、地域の特性をいかし営まれている。

県庁所在地である本地域は、都市化が進む中、農業後継者等の担い手不足、農業者の高齢化により、農地、農道、水路等の農業生産基盤の維持管理が困難となり、永続的な農業経営の維持が危惧されている。

また、平野部と山間部では生産条件の格差が大きいことから、これらを補正する取組を行うことが必要である。

加えて、多様化する消費者ニーズや環境に対する意識の高まりに対応する必要があり、環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本市では、法第 3 条第 3 項第 1 号、第 2 号に掲げる事業を推進するとともに、併せて同項第 3 号に掲げる事業も行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることを目的とする。

なお、本市の旧大分市を中心に法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業を、旧佐賀関町、旧野津原町の山間部を中心に法第 3 条第 3 項第 2 号に掲げる事業を、本市全域に対し法第 3 条第 3 項第 3 号に掲げる事業を推進する。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	大分市全域	法第3条第3項第1号、第2号に掲げる事業 及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

(1) 農業者団体等による取組の効果的な促進を図るためには、地域ごとの多様な特質を踏まえ、農業者団体等に対し、地域環境や営農の状況、取組の実態等に応じたきめ細かい指導・助言等の支援が適切に行われることが必要であり、以下の点に留意することとする。

1号事業

本市、大分県、農業者団体等から構成する大分県多面的機能支払推進協議会を地域の推進体制に位置付けることとする。

2号事業

本市と大分県、農業者団体等が緊密に連携し、円滑に事業を実施するための推進体制を構築する。

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であつて、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

(1) 特定農山村地域：野津原地区、佐賀関地区

- (2) 振興山村地域 : 野津原地区旧今市村
- (3) 過疎地域 : 野津原地区、佐賀関地区

イ 対象農用地

- (ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

- (イ) 大分市長の判断によるもの

- a 緩傾斜農用地

緩傾斜農用地をすべて対象

3号事業

本市と大分県、農業者団体等が緊密に連携し、円滑に事業を実施するための推進体制を構築する。

- (2) 農業の有する多面的機能の発揮の促進は、公的機関や農業関係者だけでなく、地域住民や地域団体等、多くの関係者との連携の下に行われるものであることから、本市と大分県は、事業活動の重複に留意しつつ、1号事業から3号事業が効果的に活用されるよう、農業者団体等関係者間での情報共有や的確な事業推進に向けた連携に努めるものとする。